

第44集

# あかるいこころ

差別のない明るい社会を目指して



江府町人権・同和教育推進協議会  
江 府 町 教 育 委 員 会

## 目次

作られた部落	1
アウティングってなーに	6
「ほんとのことなのに言つたらダメなの?」	...
第二十六回「人権・同和問題啓発標語」入選作品	...
第二十六回「人権・同和問題啓発作文」入選作品	...
最優秀賞作品 『私一人でも』	11
奥大山江府学園 八年 水下 奈那美	12

# 作られた部落

江戸幕府は、寛永年末から明暦期（一六四〇～一六五七年）に「エタ」を被差別民の公称として使うようになったとされています。鳥取藩の記録では一六五七年（明暦三）、後に被差別部落とされる村が「エタ」ではありませんでしたが、一六六五年（寛文五）の※注<sup>1</sup>「控帳」に記載されていて、それ以降公称となりました。藩が独自に進めたのではなく、「幕府御法」に従つたものでした。

江戸時代は徳川家康が征夷大將軍となつて江戸に幕府を開いた一六〇三年（慶長八）に始まります。被差別部落は、道筋の要所や街道筋に配置されていて、意図的であることは推察できますが、約六十年経つてから被差別部落とされたのです。被差別部落とされた人たちにとって、突然のことであったに違ひありません。被差別部落と位置づけるまでの約六十年間に何があつたのか、不思議なことによつてまだ説明できる資料が存在しないのです。

江戸時代以前に差別された人たちはいましたが、制度としての被差別民ではなく、社

※注<sup>1</sup> 控帳・：文書の写し  
※注<sup>2</sup> 幕府御法・：幕府の決定事項

会の外に置かれるという差別を受けてきました。江戸時代になつて、自らが被差別身分に位置づけられることになれば、当然何らかの異議申し立てがあり、社会の中で問題になつていたと思われますが、突然前触れなしに出現したにもかかわらず、それに対する抗議の資料もありません。関西地区には、中世に河原者など社会的に差別された人たち



の存在が認められていますので、江戸時代以前から民衆の中にあった差別意識を利用して、幕府が身分制度の中に取り入れたのですが、鳥取藩にはもともとそういう人たちはいませんでした。

被差別部落は、当初四～五軒程度で構成されており、街道筋に配置されていますので、警察用務のほか、武士の下にいて雑用を請け負っていました。<sup>※注4</sup> 収入は、命じられた用務に応じて給金を受けるほか、<sup>※注5</sup> 犬馬の處理がありました。鳥取藩内には皮革業者はいませんでしたので、一次処理<sup>※注6</sup>をして関西方面から買い付けに来る仲買人に売っていました。この皮が高く売れたのと、皮革業自体に利益があつたので、業者が次回の買い取り料として多額の前金を各部落に渡<sup>※注7</sup>していました。このような状況から、当初被差別部落とされた集落は、それなりに生活の成り立つ環境<sup>※注8</sup>にあつたと思われます。このため、強制的に被差別部落の一員とされたというより、下働きをしているうちに、いつの間にか被差別部落にされていたのではないかと思われます。集団が小さかつたことと、武士から直接命を受けて用務に従つていたことが、百姓一揆<sup>※注9</sup>のような騒乱に発展しなかつた

※注3 河原者・・・中世の賤民（いやしい身分とされた人々の呼び名）の一つ。税金を

※注6 仲買人・・・売買取り引きのなかだちをして手数料を得る人

取られないで河原などに住みついて雑多な職業に従つた人たちの

※注7 百姓一揆・・・江戸時代の百姓の反抗運動。重い年貢、村役人の不正、専売制の実施などが主要原因で中世期ごろから激化した。

※注4 犬馬・・・死亡した牛馬のこと

※注5 皮革産業・・・牛、馬等の天然革を使用した本革素材の製造をする業種

原因と思われます。

その後、幕府の財政難<sup>なん</sup>により年貢<sup>ねんぐ</sup>の取り立てを増やしたことによる百姓の不満のはけ口として、一七七八年（安永七）からは幕府の「風俗儀<sup>ふうぞくぎ</sup>に付御触書<sup>つきおふれがき</sup>」<sup>※注8</sup>で、あからさまな差別政策<sup>せいさく</sup>が始まりました。鳥取藩は当初幕府の差別政策に従いませんでしたが、約一十年後の一七九九（寛政十一）から幕府に従つた御触書を発行するようになります。明治に至るまで、繰り返し行いましたので、人々の意識の中に定着することになったのです。

御用<sup>じよう</sup>に従つているうちに、いつの間にか被差別部落とされ、更に百姓以下の態度を求めるようになると、血<sup>じゅつじ</sup>の出自<sup>しゆじ</sup>が差別をされるようなものではないことを子孫に残さなければならぬ意識は当然働きます。

今日、各被差別部落に残されている竹細工や獅子舞<sup>ししまい</sup>、人形淨瑠璃<sup>じょうるり</sup>などの伝承<sup>でんしゆう</sup>、伝統行事、遺物<sup>いぶつ</sup>（石造遺品<sup>いひん</sup>）等は、周辺の集落と同様に誇<sup>ほこ</sup>りある姿<sup>すがた</sup>を伝えています。

※注8

風俗儀に付御触書・・全国初の被差別民を対象とした取締令。御触書は、江戸時代、幕府や藩主から一般民衆に交付した公文書

※注9

出自・・・・・人の生まれのこと



## 「アウティングつてなーに」

～ほんとのことなのに言つたらだめなの？～

ある日の放課後、どこかの教室から何やら喧嘩声が聞こえています。いつたい何があつたのでしょうか？

Aちゃん 「Bちゃんどうしてみんなの前で言つちやつたの？絶対に秘密だよつて言つたのに、どうして？」

Bちゃん 「だつて、どうせ分かることだしみんなも早く知つたほうがいいかなーつて思つたんだもん」

Aちゃん 「Bちゃんだから打ち明けたのに、みんなには知られたくないなつたよ」

Bちゃん 「だつたら、言わなければよかつたじゃない」

Aちゃん 「だつて、…」

Bちゃん 「それに、ほんとのことだから言つたつていいじゃない。そんなに言つならもう遊ばないよ。」

Aちゃん 「えー、そんなー、ひどいよー。」

たしてちゃんと困りましたね。うつたいた秘密だったのでしょうか。でも回士だしそうのうち仲直りするのでしょうか。よくあります教室の風景ですね。本当にそのままじうのでしょうか、少し心配になりますね。

実は、大人の世界でも同じようなことがあるのです。私たちの社会生活ではいろいろな社会の仕組みの中で基本的な個人の情報を申告したり、報告したりしなければならぬことがあります。例えば役場をはじめとする公的な組織に様々な届けをする必要があります。それは、法律や、条例で定められているもので、出生届や種々の補助、助成金などを申請するときなどです。その他に行政相談など自らの困りごとなどを打ち明ける必要があります。また、社会生活においても会社などに個人情報を申告しなければならない時があります。現在このような仕組みが運用されている背景には、お互いの信頼関係



係と法律に裏付けられた守秘義務が働いているからです。もし、この約束事が守られなければ私たちは、安心して生活することが出来ませんね。

しかし、時には、このことが守られず、心に大きな傷きずを受け、心身ともに不調ふしゅうをきたし、社会生活にも支障しじょうが出来る場合があります。最近の例として、大都会の大きな会社に勤務きんむするLGBTQ（性的少数者）の二十代の男性が、職場で上司に打ち明け、その際他人には言わないように言つたのにも関わらず、本人の了承りょうしようなく、この事実を会社内に暴露ばくろされたことが原

因で、精神疾患<sup>※注10</sup>になり、人間不信や対人恐怖症<sup>※注11</sup>のため会社を退職することを余儀なくされ、一〇一二年三月に労働基準監督署<sup>※注12</sup>から労災認定<sup>※注13</sup>されています。当時、この行為によって同僚社員から無視<sup>※注14</sup>されたり、陰口<sup>※注15</sup>を言われたりするなど差別的行動をとられ、人間不信となり、多くの心身の不調<sup>※注16</sup>が現れ現在も治療中<sup>※注17</sup>だそうです。この様な行為、つまり同意なく他人の情報を第三者に告げることを「アウティング」と呼んでいます。これは、時に不用意であっても、あるいは意図した発言<sup>※注18</sup>であるうと、大きく人を傷つけ病気の原因となることもあります。この事例は、明らかに人権侵害<sup>※注19</sup>に当たる事象といえます。

そして、同じく同意を得ず情報を発信する行為<sup>※注20</sup>があります。これは、各地に点在する被差別部落の所在地や隣保館<sup>※注21</sup>などの建物、個人の表札や墓碑銘<sup>※注22</sup>などをネットで公表し、さらには、これらをまとめて電子書籍<sup>※注23</sup>などにしている事例です。この行為には、全国の<sup>※注24</sup>人権団体が非難<sup>※注25</sup>を表明し、原告となり差し止めの訴訟<sup>※注26</sup>を起こしています。この様に、他人の情報、特に同意を得ない勝手な解釈<sup>※注27</sup>で行う情報公開は、時に大きな問題となる場合があります。ぜひ、このような事例に学び、皆さん周りの人たちと良好で幸せな社会

※注10 疾患・・・・・ 病気のこと

※注11 労働基準監督署・・・管轄内（かんかつない）の事業所が労働関係の法令を守つて運用しているかを監督する機関

※注12 労災認定・・・・・ 労働者が仕事中や通勤中に病気・けが・障がい・死亡することで、労災保険の認定をうけること

※注13 墓碑銘・・・・・ 墓碑（墓石のこと）に刻んだ死者の経歴や成し遂げた仕事などについての文章

※注14 訴訟・・・・・ 裁判所にうつたえて、裁判によって法律的判断をするようにもどめる手続き

生活を続けたいものです。ちなみに、「全

※注15

国部落調査」復刻版出版事件の訴訟では

二〇一三年六月に東京高等裁判所さいばんしょにおいて

事実上「差別されない権利」を認めた

判決により原告側が勝利しています。こ

の様な裁判がなくなり皆が安心して仲良

く暮らせるようになりたいと願うばかり

です。

さて、子どものこととはいってほつ  
てはおけません。AちゃんとBちゃんに  
もこのことをわかつてくれるようなどう  
話をしてみましょーつか。



# 第二十六回 「人権・同和問題啓発標語」入選作品

【奥大山江府学園 ブナの森校舎 標語】

ぼくたちは ちがいあるから 友達だ

五年 篠田 和敬

◆最優秀賞

ともだちもじぶんもかぞくもだいじにみんなをたいせつに 一年 浦部 一円

二年 筒井 美織

「ありがとう」「ごめんなさい」

自分が言われても友だちに言つても いい気持ち

三年 岡本廉仁朗

だいじょうぶ 一人じゃないよ 安心してね

四年 林 萌衣

(江府町が令和四年度に募集した啓発標語入賞作品です。)

# 第二十六回 「人権・同和問題啓発作文」 入選作品

## 【奥大山江府学園　日野川校舎　作文】

◆最優秀賞

### 私一人でも

奥大山江府学園八年　水下　奈那美

私は注意ができません。でも全くできないわけでもありません。友達などには軽いノリで「それいけんへん?」「そんな言い方せんでもいいがん。」「それやめないや。」と言えます。

世の中にはSNSを使って差別的な言い方や特定の人を否定する言葉を言う人がいます。今は医療従事者に対してそういう発言があります。三年ぐらい前にコロナが流行りだし、世界中の人々が「コロナ」というよくわからないウイルスを恐れていました。その時もSNSを利用し医療従事者に対する差別的な言葉は絶えませんでした。そのことを私はニュースで知りました。その時私の心中では「コロナって恐いな。医者や看護師の人はコロナウイルス持っているのかな?」「医者や看護師の人がウイルスもつとしたら病院とか行つたらかかるじゃん。絶対嫌なんだけど。」と思つていました。

これは私のただの偏見だと思います。私はこの思いを「SNSなどでつぶやかなかつたら大丈夫でしょ。」「こんなこと思つている人この世の中にいっぱいいるでしょ。」とすませてしまつていました。

一年前の夏に医療従事者をメインとしたドラマが放送されていました。私はこのドラマがとても好きでした。ドラマの中で、ある看護師が自分のことを、朝、保育園に送つて行つた時のこと、他の保護者たちからその看護師に対する「あなたの子供を少し休ませてほしい。」と多数の意見がありました。「親が医療従事者だったら、子供がウイルスを持っているかもしれないし…。」と言つていました。

私は「そんなのただの偏見じゃん。親が医療従事者だけんつて子供がウイルス持つてゐるわけじゃないし。意味わからんし。」と怒りを感じました。でも、私もこんなことを言える立場ではなかつたのです。自分もそんなことを思つていたときがあつたから。私はこの時自分の思いを考え直してみました。「医者だから、看護師だからコロナを持つてゐるわけではない。私たちよりも感染対策を徹底していると思うなあ。」と気持ちを切り替えました。

だから今では、コロナに感染した人や病気になつた人を助けてくれる医者や看護師などの医療従事者には感謝しています。よくわからないウイルスに感染した人を助けてくれる医療従事者に対し差別的な言葉を言つている人や行動をしている人を絶対に許してはいけないと私は思いました。SNSなどでは誰がどんなことを言つたかなんてわりません。でも、誹謗中傷された人は傷つく。それだけはハッキリとわかります。

人が傷つき、辛い思いをすることを言つてしまふ人は、自分はどんなことを言つてしまつたか、どんな行動、態度をとつてしまつたのか自覚しなければならないと思います。差別的な言動をしてしまつた人以外にも誹謗中傷を許してしまふ雰囲気や、言動、態度をとつてしまふ人も注意できるようになつたり、注意ができないくとも「そんなことは言つてはいけないな。」「今思つたことを口に出したら、相手はどう思うかな?」と考えるだけでもこの世界から誹謗中傷という取り返しがつかなくなるような行動は少なくなると思います。

私はSNSなどで「そういう言い方は良くないと思います。」「もう少し違う言い方がいいと思います。」などはまだ言つ勇気がありません。この先も正しい意見をつぶやけるようになるにはとても時間がかかると思います。でも、友達に「その言い方やめた方がいいへん?」などと注意はできるので、身の周りから徐々に今の世の中に目を向けて正しい意見を発信できるようになります。

自分でSNSに意見を発信する時は言葉遣いを、友達に意見を言つ時は態度や言葉遣いに気をつけていきたいです。この世界にはたくさんの人いますが、そのうちの私一人でも、自分の態度や言葉遣いを気をつけることで、辛い思いや苦しむ人が減り、世の中が大きく変わるのはないでしょうか。

◆優秀賞

「日野川校舎に来て」

奥大山江府学園六年 稲田 喜一

「戦争と平和」

奥大山江府学園七年 澤田花菜乃

「先輩から学んだこと」

奥大山江府学園九年 田中蓮太郎

生涯学習基本テーマ  
明日へ生きる私を求めて

第44集/2024年2月21日

印 刷 富士印刷有限会社

イラスト 門脇 多美

無断転載禁止